



KOBE BUSSAN CO., LTD.



2020年5月14日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 神 戸 物 産 (コード番号：3038 東証第1部)
代 表 者 名	代表取締役社長 沼田 博和
問 合 せ 先	経営企画部 部長 坂本 匡浩
	TEL 079-496-6610

### 加盟店の店舗内に入居するテナントの一部閉店について

この度、当社がフランチャイズ本部として展開している業務スーパーの一部店舗内に入居するテナントにおいて、大阪市より不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号及び第3号に違反するとして、大阪市長より同法第7条第1項の規定に基づく調査を受けていることが判明いたしました。

当該調査を受けているのは「株式会社 早田水産」(本社：大阪府高槻市)で、一部の業務スーパーに鮮魚テナントとして入っていた会社です。同社が業務スーパー市岡店、今里店、鳳店、久宝寺駅南店、桃谷店の5店舗で販売していた「うなぎ蒲焼」の一部商品について、2019年4月1日から2020年3月11日までの間に「表示価格より半額引き」などと記載し、あたかもこれらを通常価格より割り引いて販売するかのように表示しておりました。さらに市岡店では、2019年4月1日から2019年7月21日までの間「国産」ではないうなぎの蒲焼を、あたかも「国産うなぎ蒲焼」であるかのように表示していたことが判明しました。

早田水産は加盟店とのテナント契約に基づき鮮魚売場を運営しておりましたので、同法違反について当社は一切関与しておりません。しかしながら、業務スーパーの店内で販売された商品であるため、フランチャイズ本部として事実確認を行い、同法違反があったことを確認いたしました。当社は、当該調査を受けた早田水産の行為が、ご利用いただいているお客様に対し、著しく道理に反する行為であると重く受け止めております。

早田水産はこれまで、市岡店を含め業務スーパー22店舗にテナントとして出店しておりました。一部の店舗で発生した法令違反ではありますが、お客様に安心してお買物していただくため、当社は当該22店舗の加盟店に対し、早田水産とのテナント契約を解除していただくよう要請いたしました。

また、従来はテナント管理を加盟店に一任しておりましたが、二度とこのようなことを起こさないよう、当社CS推進部によるテナントを対象とした研修の実施や、加盟店への指導を強化するなど、再発防止に努めて参ります。

この度は、お客様や株主様をはじめ、皆様にはご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、業務スーパーにお越しいただくお客様に、安心してお買物していただけるよう、引き続き尽力いたします。

本件は当社加盟店とテナント間での取引であったため、当社業績への直接の影響は軽微であると考えておりますが、今後、開示すべき事実が発生した場合には速やかに公表いたします。

以上